

高 第 52 号  
令和 2 年 4 月 21 日

教職員各位

学校法人 高田学苑  
学苑長 高 臣 文 祥  
(公印省略)

#### 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業等の教職員の出勤について

4月17日政府が、新型コロナウイルスの急速な蔓延を受けて、「緊急事態宣言」を全都道府県に拡大しました。これを受け高田学苑は、短期大学・高等学校・中学校を4月14日(火)から5月6日(水)まで臨時休校といたしました。

安倍総理は、国民に対して密閉・密集・密接の3密を避け、人と人の接触を最低7割、可能であれば8割削減できればとの発言を受け、教職員各位については、年度当初で業務も多々あるかと思いますが基本、在宅勤務とします。在宅勤務の手続きについては、教職員(非常勤含む)個々を取る必要はありません。その他(学習・修学支援等)詳細については、各所属長の指示に従ってください。

※参考 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)

(臨時休業)

第20条学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。本来であれば臨時休業中の教職員については、出勤となりますが、今回は臨時休校に伴う在宅勤務としました。

なお、学生生徒等又は教職員の感染が判明した場合は、三重県による接触者調査、濃厚接触者については保健所が調査し、PCR検査を実施するとともに、健康観察を行います。その後は、三重県の指示に従うこととなります。学生生徒等又は教職員、家族等が感染又は濃厚接触者となった場合など必ず各所属長にご連絡ください。